

国民健康保険に加入のみなさまへ

令和6年度 国民健康保険料率のお知らせ

国民健康保険は加入者の皆さまで保険料を出し合い、安心して医療を受けられるようにするための制度です。

令和6年度の国民健康保険料率は、北海道から示される国保事業費納付金などを基に計算し、世帯単位で3%程度の保険料率の引き上げが必要となりました。

今後の安定的な事業運営のため、ご理解とご協力をお願いします。

【保険料率】

区 分		令和5年度 (改定前)	令和6年度 (改定後)	差 引
《医療給付費分》 (加入者の医療費に充てる分) 【全加入者が対象】	所得割	8.42%	8.67%	+0.25%
	均等割 (一人につき)	22,200円	22,800円	+600円
	平等割 (一世帯につき)	23,900円	24,600円	+700円
《後期高齢者支援金等分》 (後期高齢者医療への支援分) 【全加入者が対象】	所得割	2.93%	3.01%	+0.08%
	均等割 (一人につき)	7,500円	7,700円	+200円
	平等割 (一世帯につき)	8,100円	8,300円	+200円
《介護納付金分》 (介護保険制度への負担分) 【40歳～64歳が対象】	所得割	2.14%	2.20%	+0.06%
	均等割 (一人につき)	8,400円	8,600円	+200円
	平等割 (一世帯につき)	6,000円	6,100円	+100円

※令和4年度から、就学前の子どもの均等割額は半額で算定しています。

※年間の賦課限度額は、

《医療給付費分》 650,000円 → (据置き)

《後期高齢者支援金等分》 220,000円(改定前) → 240,000円(改定後)

《介護納付金分》 170,000円 → (据置き) に改定しております。

《納入通知書は6月中旬発送です》

このページに掲載されている情報の担当部署・お問い合わせ先

市民環境部国保医療課国保料係 直通電話 24-0279
FAX番号 23-6700